



新陽税理士事務所

事務所のご案内

〒060-0042

札幌市中央区大通西15丁目2-1

ラスコム15ビル3階

Tel : 011-676-6366 Fax : 011-676-6057

URL : <http://s-keieishien.com/>

Mail : yoshida@s-keieishien.com

■ 顧問料金のご案内

標準プラン（税抜）

年間売上高	顧問料（取引量に応じて）				決算料
	～400 仕訳	～500 仕訳	～600 仕訳	600 仕訳以上	
～5 千万円	30,000 円	35,000 円	40,000 円	50,000 円～	120,000 円
5 千万円～1 億円	35,000 円	40,000 円	45,000 円	50,000 円～	150,000 円
1 億円～3 億円	45,000 円	50,000 円	55,000 円	60,000 円～	200,000 円
3 億円～5 億円	70,000 円	75,000 円	80,000 円	85,000 円～	320,000 円
5 億円～	80,000 円	85,000 円	90,000 円	95,000 円～	370,000 円～

※ 消費税が原則課税の場合決算料に 3 万円、簡易課税の場合 1 万円加算させていただきます。

※ 個人事業主の方は決算料年/30,000 円お値引いたします。

※ 訪問回数が年 4 回の場合は上記顧問料から月/10,000 円をお値引いたします。

創業プラン（税抜・設立初年度のみ適用）

年間売上高	顧問料（取引量に応じて）				決算料
	～400 仕訳	～500 仕訳	～600 仕訳	600 仕訳以上	
～5 千万円	25,000 円	30,000 円	35,000 円	40,000 円～	100,000 円
5 千万円～1 億円	30,000 円	35,000 円	40,000 円	45,000 円～	130,000 円
1 億円～	40,000 円～	45,000 円～	50,000 円～	55,000 円～	180,000 円

※ 消費税が原則課税の場合決算料に 3 万円、簡易課税の場合 1 万円加算させていただきます。

※ 個人事業主の方は決算料年/30,000 円お値引いたします。

※ 訪問回数が年 4 回の場合は上記顧問料から月/10,000 円をお値引いたします。

クラウド会計ソフト等レンタル料（税抜）

FX2クラウド	7,000 円/月
マイスタークラウド	5,000 円/月（初年度無料）

総勘定元帳（税抜）

電子帳簿又は CD での納品	無料
書類での納品	10 円/頁

年末調整・法定調書（税抜）

基本料金	10,000 円
加算料金	弊所指定給与ソフト PX：500 円/人 PX2 以外：3,000 円/人（源泉徴収票のみ：2,000 円）

償却資産税申告（税抜）

基本料金	2,000 円
加算料金	資産増減 1 件当たり/500 円

税務調査（税抜）

立会・税務署 との折衝費用	顧問契約の場合 30,000 円/日（5h） 実地調査後の折衝時間含みます。
------------------	---

その他（税抜）

中間申告書（前期実績）	無料
中間申告書（仮決算）	決算料金（法人税又は所得税、消費税含む）の半額
記帳代行料	5,000 円/50 仕訳
修正申告書・更正の請求書 融資資料の作成、計画書	100,000 円～別途お見積もり

■ 法人決算書作成サービス

決算後、弊所に顧問契約を検討されている方のみのご対応とさせていただきます。

基本料金（税抜）

年商規模	決算料
～300万円以内	150,000円～
300万円超～1,000万円以内	180,000円～
1,000万円超～3,000万円以内	210,000円～
3,000万円超～5,000万円以内	240,000円～
5,000万円超～	300,000円～

※ 年末調整・償却資産税申告は別途料金がかかります。

※ 消費税の申告が必要な場合は、原則課税3万円、簡易課税1万円加算となります。

※ 次期の決算を行うには、弊所との顧問契約が必要になります。

記帳代行料金（税抜）

200仕訳まで無料、以降50仕訳ごとに+5,000円

※ 次期は原則として会社様に会計ソフトで経理入力をお願いしております。

※ 記帳代行料金よりソフト代金が安くなりますし、リアルタイムに経営数値が把握できるので、結果リーズナブルになります。

■ 創業計画・創業融資サポートサービス

創業後、顧問契約ご予約の方のみのご対応とさせていただきます。

基本料金（税抜）

融資金額500万円以下	10万円～
融資金額500万円以上	15万円～

サポートサービス

事業計画策定のご相談（面談3回まで）

融資申込金額のご提案

創業融資制度のご提案

事業計画書の文章のチェック

創業後の行動計画への落とし込み

事業計画書の目標数値の作成代行

融資申込書等の記載チェック

金融機関のご紹介

■ 個人事業主の確定申告書作成サービス

基本料金

年商規模	確定申告料
～300万円以内	120,000円～
300万円超～1,000万円以内	150,000円～
1,000万円超～3,000万円以内	180,000円～
3,000万円超～5,000万円以内	210,000円～
5,000万円超～	240,000円～

※ 消費税の申告が必要な方は、確定申告料に原則課税3万円（税抜）簡易課税1万円（税抜）を加算させていただきます。

※ 年末調整・償却資産税申告は別途料金をご請求となります。

記帳代行料金

200仕訳まで無料、以降50仕訳ごとに+5,000円（税抜）

※ 個人事業主の方は確定申告後、原則弊所との顧問契約が必要です。

① 標準プラン

月額顧問料30,000円（税抜）～、確定申告料90,000円（税抜）～

② 創業初年度顧問プラン

月額顧問料25,000円（税抜）～、確定申告料70,000円（税抜）～

③ 年商1,000万円以下の方のみのプラン（ご面談は3か月に1回）

月額顧問料15,000円（税抜）～、確定申告料70,000円（税抜）～

■ 個人事業主以外の確定申告書作成サービス

不動産経営の方の確定申告料金（税抜）

年商規模	確定申告料
5棟又は10室未満	50,000円～
5棟又は10室以上のアパート・マンション経営	80,000円～

※ 2棟目以降1棟につき3万円（税抜）～加算させていただきます。

※ アパート取得年度は1棟につき1万円（税抜）を加算させていただきます。

※ 年間調整・償却資産税申告は別途料金をご請求となります。

土地や建物の譲渡申告料金（税抜）

80,000円より

その他の確定申告

住宅ローン控除、一時所得、雑所得、医療費控除その他の確定申告は、事業所得又は不動産所得がある方に限り1万円（税抜）からお見積もりさせていただきます。

■ 当事務所の税務調査の対応について

<税務署から連絡～当事務所との打ち合わせ>

通常の税務調査の場合、弊所に税務署から通知が来ます。

もし税務署から納税者様に直接連絡があった場合、税務調査の日程を決めますが、必ず「税理士と打ち合わせして、税理士から連絡をさせる」と伝えて下さい。当事務所で税務署とのやりとりをすべて代行し、税務調査前には社長様と事前打ち合わせを行います。

<調査開始>

通常の場合ですと、3日間の税務調査になります。

1日目の午前中に調査官と事業内容の事や世間話などをします。その後、総勘定元帳や証憑書類を基に調査が開始されます。

社長様にはなるべく負担が少なくなるように、調査官とのやり取りを行います。

<調査終了後>

指摘事項がある場合は、最大限納税者有利になるように積極的に交渉していきます。(万が一、修正するしかない状況であっても、少しでも追徴税額が少なくなるように交渉していきます。)

弊所は、元国税調査官が運営している税務調査専門の相談サービスを利用しております

■ 当事務所推奨の会計ソフトについて

☆ クラウド会計システム (FX2 クラウド、FX マイスタークラウド)

クラウド会計によりリアルタイムでの業績把握を可能です。また、経理作業の簡素化、合理化を進め、負担軽減を図ります。

<主な機能>

- ・ インターネットバンキング、クレジットカードの読み込み
- ・ 仕訳辞書による定型仕訳の作成
- ・ 仕訳コピー機能
- ・ クラウドによる税理士事務所との連携
- ・ インボイス対応 (国税庁 HP との連携で自動判定)

☆ 給与計算システム

複雑な給与計算を簡単にできるようシステム導入を行います。

上記クラウド会計とセットで別途料金はかかりません。

<主な機能>

- ・ 給与明細の自由設計
- ・ 給与計算の自動化
- ・ 社会保険、雇用保険、源泉所得税の自動計算、法令改正による自動アップデート

■ 決算予測、節税対策、黒字化対策

決算前には決算対策、節税対策、黒字化対策を行います。

当期決算予測報告書

貴社の23年8月期（自：平成22年9月1日～平成23年8月31日）における当期決算予測についてご報告いたします。

1. 当期決算の業績予測

	当期実績 (A) [22. 9-23. 2]	未經過月の予測 (B) [23. 3-23. 8]	当期決算の予測 (A + B)	前期実績 [21. 9-22. 8]
(1) 売上高 (前年比)	103,010千円 (91.3 %)	132,483千円 (122.2 %)	235,493千円 (106.5 %)	221,216千円 (98.8 %)
(2) 限界利益 (限界利益率)	36,041千円 (35.0 %)	56,693千円 (42.8 %)	92,734千円 (39.4 %)	81,368千円 (36.8 %)
(3) 人件費 (労働分配率)	21,545千円 (59.8 %)	21,366千円 (37.7 %)	42,911千円 (46.3 %)	43,803千円 (53.8 %)
(4) 経常利益 (売上高経常利益率)	-4,907千円 (-4.8 %)	11,959千円 (9.0 %)	7,051千円 (3.0 %)	-1,489千円 (-0.7 %)
(5) 税引後当期純利益 (前年比)	-4,907千円	9,949千円	5,041千円	-1,777千円

2. 納税額の予測

	予測年税額	中間納付額	予測納付額
(1) 法人税	1,305千円	0千円	1,305千円
(2) 都道府県民税	65千円	0千円	65千円
(3) 市町村民税	210千円	0千円	210千円
(4) 事業税・地方法人特別税	430千円	0千円	430千円
(5) 消費税等	4,978千円	0千円	4,978千円
合計	6,988千円	0千円	6,988千円

決算対策一覧表

23年8月期(平成22年9月1日～平成23年8月31日)

1頁

商号：ABCオートサプライ 株式会社

作成：H24. 3. 30(11:38)

■節税対策

(単位：千円)

行	実施時期	対策項目	実施金額 (損益)	必要資金		内容
				当期分	次期以降	
1	23年8月	30万円未満の備品の購入	238	250		
2		広告宣伝の実施	476	500		
3		減価償却資産の購入	33	1,000		
4		不良債権の処分	1,905			

■予測年税額表

税目	税目	予測年税額		節税効果 (A-B)	備考
		対策前(A)	対策後(B)		
法人税	20	2,011	1,305	706	
都道府県民税	21	100	65	35	
市町村民税	22	297	210	87	
小計	23	2,408	1,580	828	
事業税・地方法人特別税	24	666	430	236	
法人税、住民税及び事業税	25	3,074	2,010	1,064	
消費税等	26	5,073	4,978	95	
合計	27	8,147	6,988	1,159	

※ TKC 継続 MAS システムより抜粋

税金対策の一例

(人件費関連)

- ・ 決算賞与の支給
- ・ 中退共済加入
- ・ 役員退職金検討
- ・ 社内の研修実施
- ・ 社内旅行等の慰安会

(減価償却資産関連)

- ・ 減価償却資産の購入
- ・ 不要な資産の処分

(固定費対策)

- ・ 30万円未満の備品購入
- ・ 修繕の前倒し実施
- ・ 広告宣伝の実施
- ・ 役員借入金計上
- ・ 次期販促の前倒し実施
- ・ 短期前払費用の対策

(資産整理による対策)

- ・ 不良債権処分検討
- ・ 不良在庫処分の検討
- ・ 評価減の検討
- ・ 引当金の計上
- ・ 未払金の計上
- ・ 締め後給与の計上

黒字化対策の一例

- ・ 含み益のある資産の処分
- ・ 役員報酬の減額
- ・ 広告宣伝の中止
- ・ 交際費の削減
- ・ 保険契約の見直し
- ・ 家賃の値下げ交渉
- ・ 経費の先送り
- ・ 倒産防止共済の解約
- ・ 借入金の借り換え

■ リスクマネジメントのご提案

1. 小規模企業共済制度（経営者の退職金）

節税効果の高い経営者の退職金共済をご提案いたします。

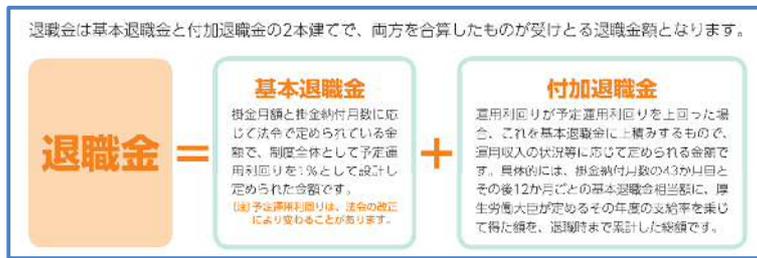
掛金月額が10,000円の場合 例えは、掛金月額を30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍にしてください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
***	税法上の取扱い		退職所得扱い		一時所得扱い

※1 共済金額の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。

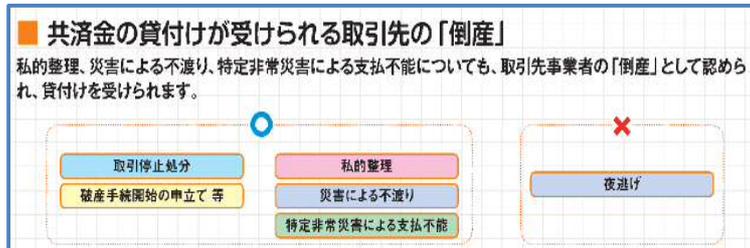
2. 中小企業退職金共済、サポートさっぽろ（従業員の退職金）

従業員の退職金を月払いにすることにより、急な退職による資金流出を防ぎます。



3. 倒産防止共済（取引先の倒産に備えるため）

取引先の急な倒産による資金繰り悪化を防ぎます。節税対策にもよく用いられます。

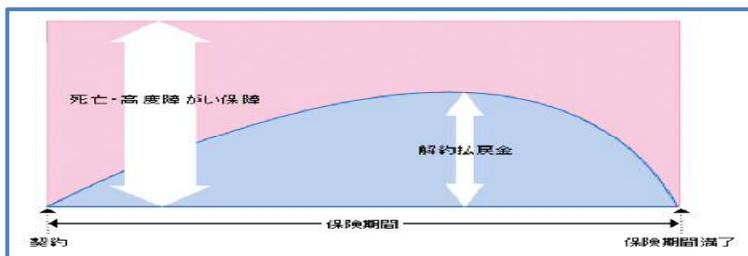


4. 生命保険（経営者の万が一の時の保障）

大同生命保険㈱と提携し、法人、個人事業にかかる保険提案を行います。

財務状況により毎年必要保証額が変動するため、弊所で財務内容を分析し標準保証額をご提示いたします。

保険税務は税制改正が頻繁に起こっており、税務リスクを踏まえての適切な保険をご提案致します。





新陽税理士事務所

〒060-0042

<ホームページ>

札幌市中央区大通西15丁目2-1

<http://s-keieishien.com/>

ラスコム15ビル3階

「新陽税理士」で検索



1F にそばの大番、ひろちゃん
の塩ザンギが入っているビル
です。



ビル右手の入り口からお入り
いただき、弊所は3階になり
ます。

少し古いビルになりますが、
中は綺麗です。



お気を付けてお越しください
ませ。お会いできる日を楽し
みにしております。

電話：**011-676-6366**

E-mail：**yoshida@s-keieishien.com**

営業時間 9：00～17：00

メールは 24 時間受付中

FAX 011-676-6057

地下鉄西18丁目駅より徒歩5分、

西11丁目駅より徒歩6分

お車の場合は、近隣有料コインパーキングにお停めください。

(ビッグシャイン北1条駐車場であれば1時間無料サービス券をお渡しいたします。)